第千七百二十一号

平成十八年

曜

十二月十一日

日

月

山梨県告示第六百七号

区土地改良事業) の施行について同意した。 法第十条第一項の規定により、平成十八年十二月四日に土地改良事業 (中道町右左口地 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十五条第三項において準用する同

平成十八年十二月十一日

山梨県知事 Щ 本

栄

彦

山梨県告示第六百八号

く。) に備え置いて縦覧に供する。 の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 山梨県中北建設事務所 (峡北支所を除

平成十八年十二月十一日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

道路の位置

南アルプス市藤田字双柳二四二〇番六

道路の幅員

六・〇〇メートル

Ξ 道路の延長

......八八三

平成十八年十月十九日付け号外第六十二号中....

平成十八年九月二十九日付け号外第五十七号中......

 建築基準法に基づく道路位置指定.....ハ七七

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

保安林の指定の解除の予定......ハ七七

告

示

目

次

土地改良事業の施行同意......ハ七七

三四・三七メートル

公 告

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定

のように保安林の指定を解除する予定である。

平成十八年十二月十一日

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、

次

山梨県告示第六百六号

告

示

居宅サービス事業者等として指定した。 四十八条第一項第一号及び第三号並びに第五十三条第一項の規定により、次の者を指定 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項、第四十六条第一項、 第

平成十八年十二月十一日

山梨県知事

Щ

本 栄

彦

サービスの種類 指定年月日

梨 県 公 報 第千七百二十一号 平成十八年十二月十一日

Щ

=

保安林として指定された目的

北杜市長坂町白井沢字西下屋敷二三九

解除に係る保安林の所在場所

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

Ξ

解除の理由 風害の防備

指定理由の消滅

八七七

名 称

所 在 地

番

号

介護保険事業所

クストランド	ンター・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファー・ファ	リハごノテーー	ンクリニー 料学大学	ック ションクリニー 保康科学大学 一	ツクションクリニー			ションクリニー・健康科学大学ー
九三番地一七		可可期 郡留郡富士	二四八七番地南都留郡富士	二四八七番地河口湖町小立南都留郡富士	二四八七番地河口湖町小立			二四八七番地河口湖町小立南都留郡富士
三 - 八 力 九 - ノ (七一 九 九 二 三 〇	七 一 九 一 三 〇	七六九	七六九 (-	七 一 九 九 — 三 〇	七六九 — 三 — 〇
記 し) る え	方引雪隻(みなし)	八ごノテー ショ	護(みなし)	なし) 養管理指導(み	導(みなし)		トション、みな 訪問リハビリテ	し) 訪問看護(みな
— A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	字 艾 ト し し し こ こ こ こ こ に に に に に に に に に に に に に	- 日 平成十八年九月	一日 平成十八年九月	一日平成十八年九月	一 S F F F F F F F F F F F F F F F F F F	字	平成十八年九月	一日 平成十八年九月
リニックすずき歯科ク	リニックすぎき歯科ク	リニック	リニックを歯科ク	ク 尿器クリニッ	ク 尿器クリニッ	ク尿器クリニッたけい腎・泌	ク 尿器クリニッ	ク尿器クリニッ
号目一四番八甲府市湯田一	号一四番八甲府市湯田一	号一四番八甲府市湯田一	号一四番八甲府市湯田一	九三番地四日市場一七	九三番地四日市場一七田の田市石和町	九三番地四日市場一七留吹市石和町	九三番地四日市場一七笛吹市石和町	九三番地四日市場一七
二六〇〇〇三	二六〇	二六〇〇一〇三	二六〇〇三	三八九 - 八〇〇	三八九一八〇〇	三八九一八〇〇	三八九 - 八〇〇	三九九一八〇〇
なし) 養管理指導(み	導(みなし)居宅療養管理指	し) お問リハビリテ	し) 訪問看護(みな	ン (みなし) 介護予防訪問リ	護(みなし)	なし) 養管理指導(み	導(みなし)	し) (みな 一日 一ション (みな 一日
一日平成十八年九月	一日	一日不成十八年九月	一日日日	— 日 平成十八年九月	一日	一日平成十八年九月	— 日 平成十八年九月	一 日 成 十 ハ 年 力

山 梨 県 公 報 第千七百二十一号 平成十八年十二月十一日

	局という。	センター ぼの医療福祉 山梨県立あけ	センター 山梨県立あけ	センター 山梨県立あけ	センター 山梨県立あけ	センター 山梨県立あけ	センター 山梨県立あけ	リニック	リニック
	四丁目六番七号	一番地一 條南割三二五 正 正 五	一番 地一 五五	一番地一 條南割三二五 正五	一番 地一 「新聞三二五 「新聞三二五	一番 地一 「 「 「 「 「 「 」 二 五 一 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	一番地一 條南割三二五 正五	号一四番八甲府市湯田一	号一四番八甲府市湯田一
-	二四一	三八三〇九一〇	三八三〇九一〇	三八三〇九一〇	三八三〇九一〇	三八三〇九一〇	三八三〇九一〇	二六〇	一九三〇一〇三
	導(みなし) 居宅療養管理指	ン (みなし) ハビリテー ショ 介護予防訪問リ	護(みなし)	なし) 養管理指導(み	導(みなし)	し) お問リハビリテ	し)	ン(みなし) ハビリテーショ 介護予防訪問リ	護(みなし) 一日
	一日平成十八年九月	一日平成十八年九月	一日平成十八年九月	一日平成十八年九月	一日平成十八年九月	一日平成十八年九月	一日平成十八年九月	一日平成十八年九月	一日不成十八年九月
	養型医療施設 会指定介護療 医療法人慶友	養型医療施設 会指定介護療 医療法人慶友	有限会社ホリ	有限会社ホリ	有限会社ホリ	有限会社ホリ	有限会社ホリ	だイサー ビス	局においては、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで
	設 療 友	ル 張 慶 設 療 友	ケリ	ケリ	ケリ	ケリ	ケリ	ス	薬
	五号一三番一甲府市城東四	施設 五号 E 展友 甲府市城東四	ケー丁目一八番一	五号 一 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円	五号日一八番一	五号日一八番一八番一	五号日一八番一八番一	八号甲府市丸の内	四 丁目六番七号 正
	五号 二五五 二五五 二五元	五号 二五五 二五五 二九七〇一〇二	五号 二四八 二四八 二甲府市青沼三 一九七〇一〇二	五号 二四八 二四八 二四八	五号一八番一	五号 二四八 二四八	五号一八番一	八号の内の内の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の日の	四
	五号 二五五 二五五 二五元	五号 二五五 二五五 二五五	五号 二四八 二四八 二甲府市青沼三 一九七〇一〇二	五号 工門一八番一 二四八	五号 二四八 二四八	五号 二四八 二四八	五号 二四八 二四八 二四八	八号 二丁目九番二 一七二 甲府市丸の内 一九七〇一〇二	四

南アルプス市	設の分類を表現である。	険相談室	南アルプス市 郷 ホームもりの	時別 「 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	昭和介護保険	市川三郎 リンター イサービスセ	市川三郷町デートの一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の一番の	動法人介護室特定非営利活	きわみ訪問入 動法人介護屋 特定非営利活
南アルプス市	番地一小笠原四〇三	番地一の三	南アルプス市	部留 ○番地二 町上河東五四 町上河東五四	中三摩郡四一六番地 門四一六番地	門四一六番地 三郷町市川大	西八代郡市川	西八代郡市川	八〇番地三郷町黒沢八田八代郡市川
一九七一六〇〇	五一九三二六〇〇	五	- 九 七 七 六 ()	九七 三 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	- 九 三六五 (7.0 mm) - 九 (7.0 mm) - 1.0 (7.0 mm) - 1.	大大の大のの	- 九七〇六〇〇	一九七〇六〇〇	三四〇二九七〇六〇〇
介護予防短期入	護期入所生活介		居宅介護支援 設 記	个雙老人富业施	 	个蒦予方面)听个	通所介護	介護予防訪問入	訪問入浴介護
平成十八年九月	一 平 日 成 十 ハ 年 カ 月		平 一 3	平	平	平 成 十 し し し し し し し し し し し し し	平成十八年九月	平成十八年九月	一日 平成十八年九月
	渡辺ヶ	渡遊	き リ ら ハ り セ	き リ ら セ	古屋医院	古屋医院	防センター南アルプス	防センター 小笠原介護	設力等
	渡辺歯科医院	渡辺歯科医院	きらり	きらり	院	院	防センター小笠原介護予南アルプス市	防センター小笠原介護予南アルプス市	設が登原介護施
1	富士吉田市下吉田一〇三一	番地 吉田一〇三一	番地 町小松八五五	番地 四小松八五五	番地一	番地一	番地一南アルプス市	番地一中アルプス市	番地一番地一
	五六九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	五六〇二二〇〇	一九七一八〇〇	一九七一八〇〇	二九七一八〇〇	一九七一八〇〇	五二一六〇〇	五二一六〇〇	=
Į.	お問リハビリテ	し) 訪問看護 (みな	ハビリテー ショ 介護予防通所リ	ー ション	施設 介護療養型医療	護(みなし)	護	通所介護	所生活介護
	- 二十三日 - 平成十八年九月	二十三日	一日	一日十八年九月	一日十八年九月	一日	一日	一日 平成十八年九月	E

渡辺歯科医院	渡辺歯科医院	渡辺歯科医院	渡辺歯科医院
番地 言士吉田市下	雷士吉田市下 吉田一〇三一	番地 言田一〇三一	番地 〇三一
五六〇	五六〇	五六〇	五六〇〇〇
ン(みなし) 八ビリテーショ 二十三日介護予防訪問リ 平成十八	護(みなし)	なし) 養管理指導(み 二十三日 介護予防居宅療 平成十八年九月	導(みなし)
二十三日平成十八年九月	護(みなし) 二十三日介護予防訪問看 平成十八年九月	二十三日	二十三日

開発行為に関する工事の完了について

に関する工事は、完了した。都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十八年十二月十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

七、五〇八の八四八、五〇八の八四九及び五〇八の八五〇の区域五〇八の八四三、五〇八の八四四、五〇八の八四五、五〇八の八四六、五〇八の八四二、南都留郡山中湖村平野字向切詰五〇八の八一五、五〇八の八一六、五〇八の八四二、

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡山中湖村平野五百六番地七百四(ふじ企画株式会社)代表取締役(中川和

男

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為(『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『『』

平成十八年十二月十一日

山梨県知事 山 本 栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

二六〇の五及び一二六〇の六の区域の三、一二三五の三の一部、一二二七の二、一二三二の二、一二三二の二、一二三三の二、一二三四の一、一二三九の二、一二三九の三、一二三九の三、一二三九の三、一二三九の三、一二三九の三、一二三九の三、一二三九の三、一二三九の三、一二三九の三、一二三九の三、一二三九の三、一二三九の五、一二三七の一、一二三九の五及び一二六〇の六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

道水路路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

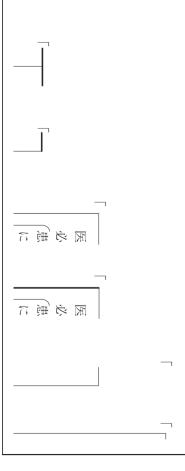
笛吹市八代町南二千二百十番一 株式会社エスワイ精機 - 閉列言する受けがその住所がて見る

代表取締役

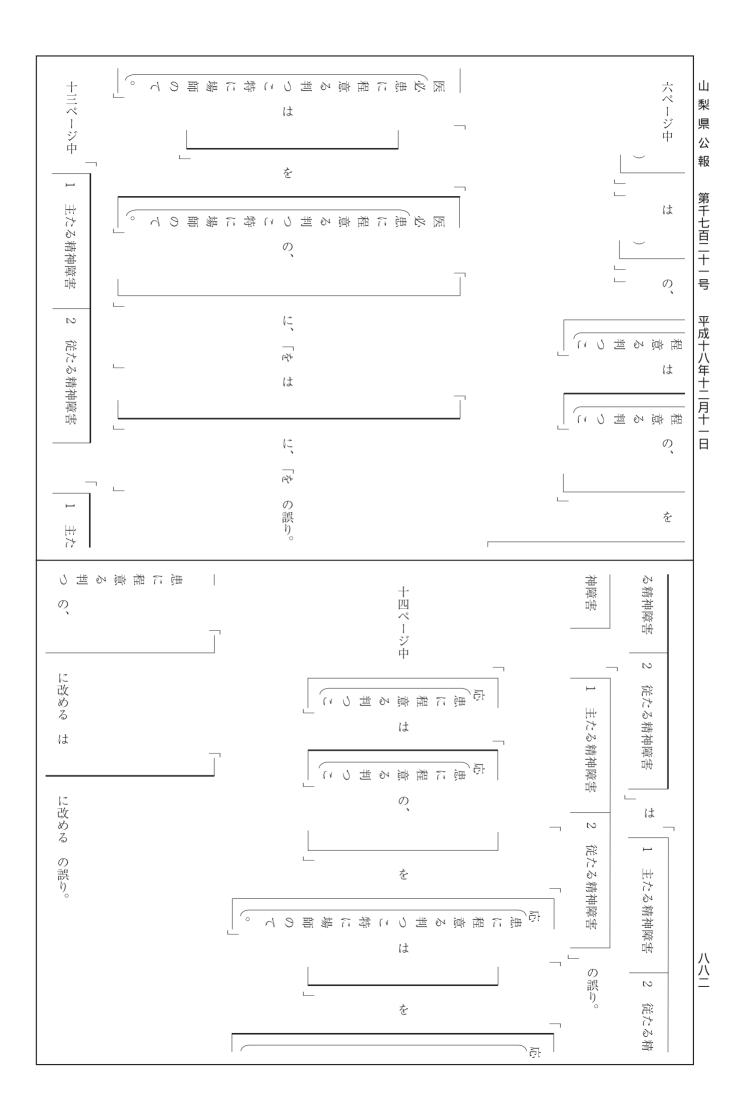
窪田清

正 誤

に関する法律施行細則等の一部を改正する規則)平成十八年九月二十九日山梨県規則第五十号(山梨県精神保健及び精神障害者福祉



Щ



発行者	山梨
山梨県	県公報
(甲府市丸の内一丁目六番一号	第千七百二十一号
亅目六番一号	平成十八年十二月十一日
印刷所(株サンニチ印刷	日
3刷 甲府市北口二丁目六番	
	八八四